

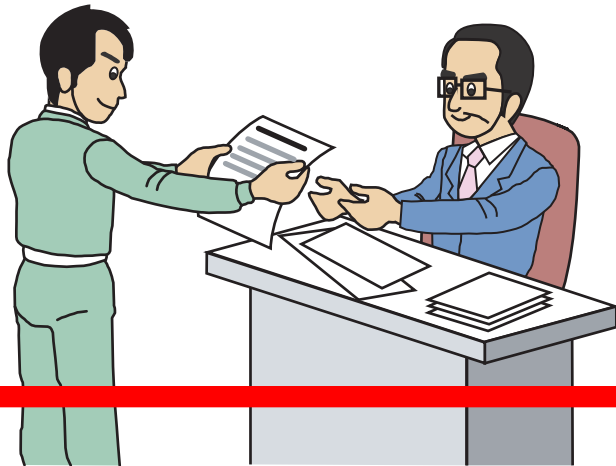
11. 報告

販売事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、販売事業の登録をした行政庁に、その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を、報告しなければなりません。（法第82条、規則第132条）

注）報告様式については通達第132条（報告）関係を参照。（様式1）

（報告書の押印、署名に関する事項の削除等）平成21年3月19日改正

【罰則】法第82条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者=20万円以下の罰金に処する。（法第101条第4号）



12. 事故届

(1) 高圧ガス保安法に係る事故届

販売事業者は次の場合には、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければなりません。

- ①その所有し、又は占有する液化石油ガスについて災害が発生したとき。
- ②その所有し、又は占有する液化石油ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

（高圧ガス保安法第63条第1項、液化石油ガス保安規則第96条（様式第57））

(2) 液化石油ガス法に係る事故届

保安機関は、自ら行っている保安業務の範囲において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を警察官に届け出なければなりません。（規則第133条）

(3) 消費者安全法に係る事故報告（平成21年8月26日付け協力要請による）

販売事業者は、LPガスの供給先において、死亡、30日以上加療が必要な重傷、一酸化炭素中毒、消防当局による火災認定のある事故（疑いのある場合も含む。）の発生を知った場合には、速やかに、産業保安監督部に報告するよう要請されています。

〈特定消費設備に係る事故報告、事故届〉

(1) 販売事業者は、「特定消費設備」について次のいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに「特定消費設備」の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリその他適当な方法により、事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長へ報告しなければならない。

- ・「特定消費設備」の使用により、人が死亡、中毒又は酸欠となった事故

- ・「特定消費設備」から漏えいしたガスに引火して発生した負傷又は物損事故
 - * 「特定消費設備」とは、ガスメーターから末端ガス栓までの配管等を除いた消費設備であり、名称及び機種については通達〔平成18・12・26原院第5号〕別表2参照

(高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第93条の2)

- (2) 「特定消費設備」に係る事故届書は事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第96条(様式第57の2))

〈参考〉高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第93条の2・第96条に係る事故の報告・届出先

事故の種類	報告・届出先	期限等	様式等
a) 特定消費設備に係る以下の事故 ・人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故 ・漏洩したガスに引火し発生した負傷又は物損事故	以下の①、②の両方に行う。 ①産業保安監督部長 ②都道府県知事	①直ちに。追加報告は、事故発生の日から10日以内。 ②遅滞なく	①電話、FAX、その他適当な方法 ②様式第57の2
b) 特定消費設備に係る事故 (a)以外)	都道府県知事	遅滞なく	様式第57の2
上記以外のLPガス事故	都道府県知事	遅滞なく	様式第57